

# 活用していますか？ 地域包括支援センター

地域の高齢者とその家族への支援において、中核的な役割を担う地域包括支援センター。「包括」という名の通り、介護保険や認知症など高齢者に関するあらゆる問題の相談から、専門職や地域支援者との連携による困りごとの解決、さらには、地域で新たな課題の発見や問題を未然に防ぐネットワークの構築など、業務は多岐にわたります。今回は、平成21年度より区内に複数設置が認められ、さらなる地域連携の深化・拡大を続ける地域包括支援センターの業務について、阿倍野区地域包括支援センター包括支援担当主査の加藤敬子さんにお話を伺いました。

## あらゆる問題の総合相談窓口

### 介護保険サービスはどうやって始めたらいいのですか？

地域包括支援センターは、社会福祉士、保健師・看護師、主任介護支援専門員という3つの専門職が連携し、高齢者が地域で安心して暮らすために、さまざまな支援をしていて、総合相談窓口もその一つです。

「『腰が痛いけれど介護保険は使えますか』『介護保険の申請の方法がわかりません』など制度についての質問をいただきます。介護保険はたびたび制度改正が行われ、仕組みも複雑ですので、ご相談者がご理解いただけるまで丁寧にお答えしています。また、ご本人やご家族だけでの申請が難しい場合が多いので、必要な書類作成をお手伝いしたり、区役所へ付き添ったりすることもあります」

### 認知症の検査を受けるには…

最近増えてきたのは認知症に関する相談です。特に多いのは正月やお盆の後。

「『帰省したら親の様子がおかしい。認知症じゃないか？心配だから検査を受けさせたい』という、子どもさんから、心配のお電話が多いですね」

認知症高齢者の多くは、判断能力が低下しています。そのため、周囲の誰もが福祉サービスが必要だと感じても、当事者が頑なに拒むケースは少なくありません。

「何度かお訪ねしても、ご本人のお気持ちが変わらない場合は、少し期間をおき、介護保険を勧めるのではなく困りごとをお聴きするという姿勢で定期的に見守ります」

とはいっても、早期の対処が望ましいことに変わりはありません。このような時、地域包括支援センターでは、ご家族と協力しながら、サービスにつなぐチャンスを探します。「先日は、ご本人が『換気扇の掃除をしたい』とおっしゃったので、困りごとの解決を担当地域の介護支援専門員（以下ケアマネジャー）に委ねました。そこから、ご本人とケアマネジャーの関係ができ、最終的に、認知症に対応したサービスにつなぐことができました」

### 「金銭管理に自信がありません」

地域包括支援センターでは、認知症などにより判断能力が低

下し、複雑な手続きや金銭管理が難しくなった場合の相談も受けています。

「最近、悪徳商法など消費者被害が増えています。被害防止のために私どもでは、金銭管理や契約・支払い手続きの代行、預金通帳の預かりなどを用いた『あんしんサポート』というサービスを紹介しています」

さらに、高齢者のみの世帯のため、不動産や預貯金などの財産管理が不安な場合は、専門機関である「成年後見支援センター」などと連携して、きめ細やかなサポートをしています。

「成年後見支援センターの弁護士に、相談者の要望や事情を話し、適切な申し立ての時期や方法についてのアドバイスをもらい、相談者に伝えています。弁護士を依頼する費用が心配だという方には、無理のない方法を提案させていただきます」

### 「地域ケア会議」で最良の解決策を探す

高齢者の問題とひと口にいっても、病気や障害の度合いや家庭環境、経済力、地域支援者の有無などにより支援の形はそれぞれ異なります。とりわけ複雑な要素がからんだケースについては、地域包括支援センターの呼びかけで「地域ケア会議」を開きます。

「ご本人やご家族、保健・福祉・医療の現場職員、地域の支援者などが集まり、それぞれの機関ができることを調整しながら、その方にとて最良の解決策を検討しています」



地域の講演会で、介護保険について伝える加藤敬子さん（左）

## 介護予防(二次予防)プランの作成

### 介護予防プログラムや デイサービス体験も可能

地域包括支援センターでは、介護状態にない高齢者が、継続して自立した生活をおくれるよう、介護予防(二次予防)のための相談や介護予防プランの作成を行っています。

「サービスが必要かどうか迷う方も多いと思います。そんな時も、ご連絡いただければ、ご自宅へ伺いお話しを聞きます。栄養状態を改善したり、運動機能を向上させたりする介護予防プログラムの見学やデイサービスの体験も可能です。必要であれば、デイサービスに、職員が同行するので安心して試すことができます」

### ケアマネジャーへの支援

#### 豊富な知識やノウハウで ケアの要となる 専門職をサポート

介護保険制度を活用して生活する高齢者にとって、最も身近で頼りになる存在は、ケアプランを作成し、継続して暮らしを見守ってくれるケアマネジャーではないでしょうか。地域包括支援センターでは、利用者の生活の質を左右するケアマネジャーがより活動しやすくなるために、後方支援する役割も担っています。

「ケアマネジャー一人では抱えきれない複雑なケースは、地域包括支援センターの職員が相談役となり、ケアマネジャーの負担を少しでも軽くするように努めています。また、高齢者虐待のようにご本人、ご家族など双方の立場で物事をとらえ、それぞれ並行しての環境改善が必要な場合、例えば、ケアマネジャーがご本人を、地域包括支援センターがご家族を支援するというように、役割分担しながら連携しています」

### 地域のネットワークづくり

#### 見守りと発見には 地域支援者の力が不可欠

相談業務とともに地域包括支援センターの大きな柱となる事業が「ネット

地域の認知症支援について考えるグループワークの風景。事務局を阿倍野区地域包括支援センターが担っている



ワークづくり」です。

「地域には『地域ネットワーク委員会』や町会関係者、民生委員・児童委員など、たくさんの方が高齢者の支援に携わっています。私たちは、こうした地域で支援する人たちの力をつなぎ、潜在的な福祉ニーズの発見や相談支援をしています」

とくに単身、もしくは高齢者のみの世帯では、問題を抱えていたながら、どこに相談したらいいかわからない人は少なくないはずです。このような人たちの悩みを解決するためには、日ごろから地域ぐるみで、見守り・問題発見に努める必要があります。

『一人暮らしの○○さんが食事会に姿を見せなくなった』と聞き、ネットワーク委員さんと一緒にご自宅を訪問。すると○○さんは部屋に閉じこもり、医者にもかからず、食事会の日時も忘れていたことがわかりました。急いで、病院で薬を見直してもらい、さらに地域のネットワーク推進員にサポートを依頼して対処したところ、まわりが関わることで心身の状態が安定したのか、食事会にまた顔を出されるようになった、そんな例もあります」

### 高齢者虐待の通報窓口として

地域包括支援センターは、高齢者虐待の窓口・通報先にもなっています。

「通報ときくと、警察や逮捕を連想してしまいがちですが、地域包括支援センターでは、あくまでも福祉的な方法で解決していきます。まず状況を正しく把握し、専門職と連携しながら、虐待を引き起こしてしまう環境を少しずつ変えていくのです。虐待かどうかは当事者では判断できないもの。ご近所の見守りは大きな

助けになります。気になる程度でも、ご連絡いただければ助かります」

### 地域の力をコーディネイトし、 高齢者のイキイキとした 暮らしを応援

地域活動との連携で重要なものに、介護保険制度外の支援があります。

「現行の介護保険制度では、必要最低限の支援は認められても、余暇や趣味、自己実現のための活動は、制度を適用することができません。しかし、これらは高齢者のみなさんがイキイキと暮らすためには、必要なことだと考えています。幸い当センターは、阿倍野区社会福祉協議会内に設置され、ボランティア活動を推進するボランティアピューローがあり、また古くから地域を見守ってきた地区社協や町会とも連携して活動しています。こうした地域住民の力を最大限に生かしながら、高齢者の方々が楽しく暮らせる地域づくりを進められることは、当センターの大きな強みとなっています」

### 個別の課題を地域全体の 問題としてとらえて

最後に、今後の課題について加藤さんに伺いました。

「区内には、地域の支援者、民生委員・児童委員、ネットワーク推進員、在宅介護支援センターの職員、区の行政担当者が集まり、福祉活動について“ふりかえり”を行うなどの地域もあります。こうした動きをもっと盛り上げ、一人の問題を地域全体の問題としてとらえられるよう、問題解決に向けて、ともに活動できるような環境づくりが必要です。これからも、地域の方々と助け合いながら、誰もが安心して暮らせる地域社会をつくっていきたいです」

①

## 国際セミナー(第2回) 英国における 地域再生と社会的企業

今日の環境問題をはじめ、少子高齢化、障害者、女性、貧困、ホームレス、青少年教育、コミュニティ再開発など、それら社会的な問題の解決について、収入を得て持続可能な仕組みに取り組もうと英国では「ソーシャルビジネス」と呼び、NPO等が活躍しています。

社会的企業の今日的意義と実際、英国政府による育成策、地域再生の成功例を英国と日本に造詣が深いノーマン先生にお話いただきます。

(通訳、訳文・英文資料あり)

### ●参加対象者

○大阪市内福祉施設・機関職員

○大阪市内在住・在勤・在学者

●日時 11月11日(金)午後2時~4時30分

●講師 ノーマン・ジョンソン

(ポーツマス大学 名誉教授)

●定員 150人(先着順)

●会場 大阪市社会福祉研修・情報センター  
大会議室(西成区出城2-5-20)

●参加費 無料

●締切日 11月9日(水)

●決定案内 当日開始時間の5分前までに、直接、会場にお越しください(定員を超過し、参加できない場合のみご連絡いたします)。

●その他 ※車いす利用者、拡大文字資料が必要な場合はその旨を記載ください。※手話通訳や要約筆記が必要な場合は、3週間前までに申し込みください

●申込方法 下記の「申込記載事項」を記入のうえ、ファックス、はがき、ホームページからお申し込みください

### ●申込・問合せ先

大阪市社会福祉研修・情報センター

〒557-0024 西成区出城2-5-20

☎06-4392-8201 FAX 06-4392-8272

URL <http://www.wel-osaka.jp>

②

## 社会福祉史の歴史講座(第3回) 小橋カツエ、博愛社三代目社長 ～激動の時代、信念を貫いた社会事業家～

昭和8年(1933年)に、夫 小橋実之助のあと博愛社三代目社長に就任した小橋カツエ。戦時体制下の厳しい社会情勢の中、数々の社会事業に取り組みました。

立ちはだかる困難や課題を、先見の明、信念、機敏な行動で乗り越えながら、博愛社のみならず大阪の社会事業をけん引してきました。本講座では、戦中・戦後の混乱期を中心に、小橋カツエの実践の歴史を学びます。

### ●参加対象者

○大阪市内在住・在勤・在学者

●日時 12月10日(土)午後2時~4時

●講師 大野 定利(社会福祉法人 博愛社  
児童養護施設 博愛社 施設長)

●定員 50人(先着順)

●会場 大阪市社会福祉研修・情報センター  
5階会議室2(西成区出城2-5-20)

●参加費 無料

●締切日 12月3日(土)

●申込方法 下記の「申込記載事項」を記入のうえ、ファックス、はがき、ホームページからお申し込みください

### ●申込・問合せ先

大阪市社会福祉研修・情報センター

〒557-0024 西成区出城2-5-20

☎06-4392-8201 FAX 06-4392-8272

URL <http://www.wel-osaka.jp>

③

## こころの健康講座

大阪市こころの健康センターでは、市民を対象に「こころの健康」をテーマにした講座を開催します。

### ●参加対象者

○大阪市内在住・在勤・在学者

### ●日時

第3回:11月17日(木)午後2時~4時

「統合失調症ってどんな病気?～家族が理解を深めるために～」

第4回:平成24年1月24日(火)午後2時~4時

「くらしのメンタルヘルス」

第5回:平成24年2月20日(月)午後2時~4時

「カウンセリングのいろは」

### ●講師

第3回:田中 政宏

(大阪市こころの健康センター 医師)

第4回:街 久

(大阪市こころの健康センター 医師)

第5回:下田 裕子

(大阪市こころの健康センター 臨床心理職員)

### ●定員 各講座100人(先着順)

### ●会場 大阪市こころの相談センター

(都島区中野町5-15-21 都島センタービル3F)

### ●参加費 無料

### ●締切日 各講座の2週間前まで

### ●申込方法 下記の「申込記載事項」を記入のうえ、ファックスか電話にてお申し込みください。

※精神保健福祉ボランティアの方は、その旨をお伝えください

### ●申込・問合せ先

大阪市こころの健康センター

〒534-0027 都島区中野町5-15-21

都島センタービル3F

☎06-6922-8520 FAX 06-6922-8526



## 申込記載事項

**【必須項目】**①研修(講演会)名、②名前(ふりがな)、③年齢、④連絡先住所(〒)、⑤電話、ファックス番号、⑥勤務先(所属)

※必須項目以外にも、必要な項目がある場合がありますので、忘れず記載ください

## 大阪市福祉人材養成連絡協議会のホームページ

# 「ウェルふるネット」をご利用ください

ウェル

ふる

ネット 検索 <http://www.welful.net/>

大阪市内の社会福祉に関する研修や  
調査研究等の情報を掲載しています。

その1

研修情報のキーワード選択、福祉分野別選択が可能になりました。

その2

報告書・資料のページを新設しました。  
社会福祉に関する様々な報告書や資料を紹介いたします。  
業務や研究等にお役立てください。

その3

メールマガジンの携帯電話への配信も可能になりました。  
簡単に、お気軽に研修情報を取得できます。

### 〈メールマガジン登録方法〉

※パソコンへの配信希望者は、ホームページ上の申し込みフォームから申し込んでください。

※携帯電話への配信希望者は次の順番でお申し込みください。

①携帯電話の受信制限をかけている方は、

メールマガジンの配信元メールアドレス「jinzai@shakyo-osaka.jp」を受信できるように設定操作してください。

②右のQRコードを読み取り、空メールを送信してください。

③登録完了メールが届きます。

※購読料は無料です。通信費は各自の負担となります。



## 今月号の特集について もっと詳しく知りたい方は…

### 『地域包括支援センター実務必携』

◎高橋 純士 著 オーム社 2008年

地域包括支援センターが担う地域包括支援の在り方について、実践をふまえて多角的に論じている。はじめに地域包括支援センターの創設の意義と制度について説明し、地域包括支援の理念と意義についても解説。



### 『ソーシャルワーク実践事例集』

◎日本社会福祉士会 編 中央法規出版 2009年

地域包括支援センターの社会福祉士が、どのような根拠にもとづき、どのタイミングで、当事者や地域住民へアプローチしたのか、ソーシャルワーク機能の視点から整理。現代ソーシャルワークの最前線からの実践報告。

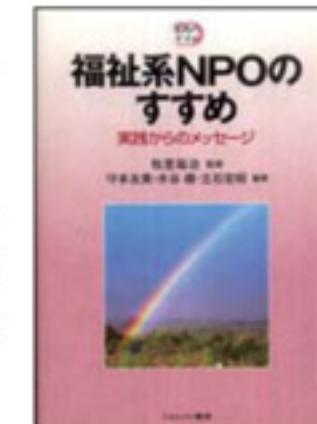


## 図書紹介

### 『福祉系NPOのすすめ』

◎牧里 每治 監修 他  
ミネルヴァ書房 2011年

福祉系NPOが求められるようになった背景から設立方法・運営課題まで、NPO団体が福祉コミュニティの構築のために必要な連携・協働のあり方について解説する。



### 『改訂 介護に使えるワンポイント医学知識』

◎白井 孝子 著 中央法規出版 2011年  
医学知識の他、加齢の視点からみる身体の仕組み、医行為でない行為を行う際のポイントを解説。痰の吸引と経管栄養の管理、肝機能障害についての項目を追加し改訂された。



### 『速報!改正介護保険法』

◎中央法規出版 2011年

平成24年4月より施行される改正介護保険法の概要をいち早くまとめ、主要関連法の改正後条文、主要関連法の新旧対照表を掲載。資料として、附帯決議、通知も収録。



## 図書

●『ああ認知症家族』 岩波書店 2011年

●『シニアのための座ってできる健康体操30&支援のヒント10』 黎明書房 2011年

●『DVDで学ぶできる人のビジネスマナー』 西東社 2011年



- 大阪市社会福祉研修・情報センター2階の図書・資料閲覧室では、福祉に関する図書、視聴覚資料（ビデオ、DVD等）、雑誌等を多彩に揃えています。
- 貸出は図書5冊、視聴覚資料5本、期間はそれぞれ2週間です。
- ホームページから蔵書検索やDVDなどのリストがダウンロードできます。

<http://www.wel-osaka.jp/>

☎06-4392-8233

(開設時間:月～土曜日・午前9時30分～午後4時45分、受付は午後4時30分まで。図書・資料閲覧室の開館時間外は、当センターの開館時間内であれば1階事務室で返却できます。)

## DVD紹介

### 『拘縮や褥瘡をつくらないリハビリ発想と技術を身につけよう』

◎関西看護出版 172分 2011年

- なぜ、拘縮や褥瘡ができるのか ●R.O.M訓練ばかりではない関節拘縮の緩和方法
- 大変な体位変換の発想を変換しよう
- ベッド端座位の重要性と簡単サポートの仕方



### 『昭和を切り拓いたろう女性からあなたへ』

◎Studio AYA 60分 2011年

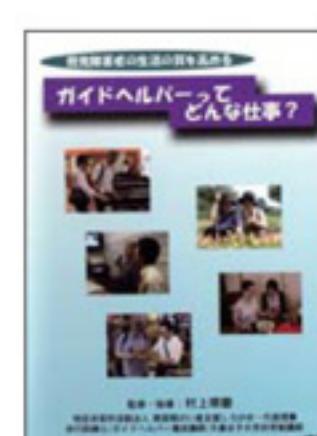
道を切り拓いてきたろう女性の講演、次世代を担う現代の若いろう女性の活動、そして、共生社会へのメッセージを紹介。



### 『ガイドヘルパーってどんな仕事?』

◎アローウィン 47分 2009年

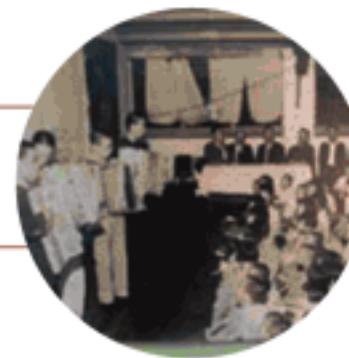
ガイドヘルパーは、障害がある人が外出する際の歩行や食事などの介助や、地域での自立した生活や社会参加を支援する仕事をする。このDVDでは視覚障害者を対象としたガイドヘルプを紹介する。



## DVD

●『黄昏 たそがれ』 ユニバーサル・ピクチャーズ・ジャパン 2006年

# 大阪の福祉の源流をたどる 福祉の歴史散歩



## 釜ヶ崎の不就学児童と地域①

本稿は三話完結の第一話です。

大阪市立あいりん小中学校設立の契機となったのは、1961年8月1日に起きた「釜ヶ崎事件」でした。事件後、釜ヶ崎に200人ほどの不就学児がいることが問題になります。そこで12月、大阪市教育委員会主催で「クリスマス子ども会」を開催し、不就学児童生徒の実態が確かめられました。翌1962年1月8日には、地域の方から無償貸与された空き地にプレハブ校舎が建てられました。これが2月1日に「あいりん学園」(当時の名称)となり、萩之茶屋小学校と今宮中学校の分校として開校したのです。

同年8月、今の大阪市立更生相談所の建物が「大阪市立愛隣会館」として落成し、学園は4・5階に移転します。四角いビルの外観は、まるで会社のようです。子どもたちは、通学の時は1階の正面からではなく、裏口、今の市立更生相談所の職員通用門になっているところから入り、教室まで上がっていました。

運動場はなく、屋上を使っていました。床がコンクリートなので、球技ではドッジボールしかできず、しかも張っていた金網が高さ2mぐらいしかなかったので、ボールが下に落ちることもありました。野球をするときは阿倍野の斎場まで出かけていました。ただし、斎場ですので、葬式があれば、野球は中止です。運動会は、浜寺公園まで行き開催していました。前日、先生方は運動会に必要な用具をトラックで運ぶなど徹夜で準備しなければなりませんでした。

教室はどうだったでしょうか。生徒数54人、各クラスはペニア板で間仕切りただけで、1・2年が音楽の授業でオルガンを弾き、隣りの3・4年は国語で朗読をしているという状態です。

給食は、萩之茶屋小学校の給食室を借りて調理し、リヤカーで運んできたものを食べてきました。しかも、夏になると給食時間は12時ではなく、10時半から11時でした。これは、給

食を早めに済ませ、萩之茶屋小学校の子どもたちが給食を食べている間に、プールを使わせてもらうためです。萩之茶屋小学校の子どもたちは、上からプールをのぞいて「うわ、またあいりんが来ている」と言っていました。

あいりん小中学校は、このような恵まれない環境にありましたが、1984年に廃校されるまでの22年間で、小学校から177人、中学校から150人の卒業生を出しています。もしも、子どもたちが地域の学校に入れてもらえば、あいりん小中学校が建たなかったら、300人以上の子どもたちは、教育の機会を奪われ、字も書けないまま、社会に出て働くなければならなかつたでしょう。あいりん小中学校は、義務教育の場として機能していたといえます。

このような教育環境がどのように生まれたのかについてお話しします。

1960年に西成署と少年補導協会が、学校に行っていない釜ヶ崎の子どもたちの実態調査を行いました。その結果、さきに述べたように200人余の不就学児童・生徒がいることがわかりました。教育委員会ではなく、警察が「非行少年対策」として行っていたのです。1961年に暴動が起き、ようやく市教育委員会が関心を持ち始めました。教育委員会は、それまで一般学校教育法に関連する子どものみを扱い、貧困家庭の子どもの特別学校は、法の建前から民生局がやるべきだと考えていました。教育基本法も、日本国憲法も、児童憲章も、全部無視していましたが、それに対して声をあげるものはいませんでした。

そのような中で、教育委員会、あるいは警察とは別に、早くから子どものことに気を留めていた人が地域にいらっしゃったのです。通称、三角公園近くに住み、現在(2009年)、市の民生委員会の委員長をなさっている永田道正さんです。永田さんが1968年、釜ヶ崎の子どもたちに



に関する活動記録をまとめた1冊の本「ここに光を求めて」には、次のような一節があります。

「空きピンを集めていた7人の子どもが私の家に、毎日の様に遊びに来るようになり、5月5日の子どもの日に、一緒に集って面白い話をしてあげようと約束したので、7人の子どもたちは仲良くやって來た。ガリバー旅行記、ロビンソンクルーソーなど面白く話してやると、じっと静かに耳を傾けていた。最後に感想を聞くと、こんな面白い話は初めて聞いた、もっと話してほしいという注文である。時間がおそくなるので、また、この次にというと、いつやるのかと聞く。それでは毎晩7時に来なさいというと、それでは、これから毎晩集って、勉強を教えてほしいということで話は決まった。集まるなら会の名前をつけようということで、会の名称は後日、みんなで考えるようとした。その後日、子どもたちの会の名称は、この地域の子どもに親しまれ、みんな集っている東萩町公園の名を取って『萩町仲よし子供会』と決めた」

1956年、まだ、戦後の混乱が続いているときです。学校に行けない子どもたちは、勉強を教わりにきたり、お話をしたりして、永田さんの家に集まっていた。永田さんは、子どもたちが学べる環境を整えたいと地域に相談しました。また、当時の今宮小学校の校長も「学校がつくれないか」という話を持ちかけていましたが、教育委員会は、そのことにほとんど関心を示さなかったようです。こうした状況の中で、永田さんが始めた「萩町仲よし子供会」は、不就学児童のための子ども会活動誕生の一幕であり、また、民間人による不就学児童対策の1ページだといえます。

※この稿は大阪市社会福祉研修・情報センターで開催された「社会福祉史の市民講座」の講演[講師：小柳伸顕 萩ヶ崎キリスト教協友会]の聴き取り(言葉については歴史的事実として当時の表現をそのまま使用しています)から抜粋したものです。

# 総合相談コーナーからのお知らせ

高齢者や認知症、知的・精神障害のある方などの福祉や生活支援、  
権利擁護に関するさまざまな相談に応じます。

相談直通  
ダイヤル

ハナシヲ  
**06-4392-8740**

開設日 月曜日～土曜日 午前9時～午後5時

※(個人情報)相談でおうかがいした個人情報  
については、相談目的以外に利用することは  
ありません。また、秘密は守られます。

## 専門相談(要予約)

法律相談 毎週金曜日午後・第1木曜日午後

(弁護士による遺産相続、金銭貸借、損害賠償など法律に関する相談)

総合相談・高齢者相談をお受けする中で、必要に応じて専門相談を実施しています。

※専門相談は、原則として来所相談で、事前に電話予約が必要です。

権利擁護相談 每週水・木曜日午後(第1木曜日はのぞく)

(弁護士と社会福祉士による認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方や関係者からの、虐待や財産侵害、財産管理や成年後見制度などの相談)

認知症医療相談 月7回 (専門医による認知症の方や精神疾患の方の医療に関する相談)

そのほか、

税金相談 保険・年金相談 リハビリ相談 住宅改造相談 もあります。

## 高齢者相談

高齢者やその家族の方から生活全般にわたる相談や、情報提供などに応じます。

ハナシヲ  
**06-4392-8181**

相談日時

電話相談のみ  
24時間365日休まず受付

パンフレット、カタログ、雑誌から会社案内等々  
広告・デザイン・印刷のことなら  
何でもご相談ください。



たとえば団体や催し物をアピールするためのパンフレットやフライヤー。作りたいものがあっても、それがなかなかカタチにならず困ったことはありませんか?そんなときは、アド・エモンにご連絡ください。当社が企画の段階から納品にいたるまで、各専門スタッフが的確にサポートし、あなたとアイデアをつなぐトピラになります。

お気軽にご連絡ください

TOTAL CREATION  
**AD·EMON**  
株式会社 アド・エモン

〒530-0045 大阪市北区天神西町8-19 法研ビル5F  
TEL:(06)6362-1511(代) FAX:(06)6362-1510 E-mail:info@ad-emon.com

<http://www.ad-emon.com>

(広告)

## 福祉職員のための メンタルヘルス相談



～「しんどいな」と思ったら、まずお電話ください～  
疲れやすい、やる気がでない、眠れない、  
対人関係がうまくいかない…など  
福祉の仕事に携わる方の  
ストレスから生じるさまざまな問題の  
相談に応じます。



### メンタルヘルス相談(予約制)

電話または来所(まずはお電話ください)  
必要に応じて来所によるカウンセリングも行います。

#### ▼相談直通電話

お気軽にお電話ください

ハナシヲ  
**06-4392-8639**

大阪市社会福祉研修・情報センター 3階

●住所:大阪市西成区出城2-5-20  
●相談日時:毎週土曜日 午前9時30分～午後4時  
(祝日も実施。但し年末年始は休み)

※要予約、問い合わせのみ平日可

●相談員:臨床心理士 ●相談料:初期相談無料  
※秘密厳守します。

メンタルヘルス相談では、ご本人からだけではなく、周囲にいる同僚や上司の方からのご相談も受け付けています。

## 開館日・時間、休館日

**開館時間**／午前9時から午後9時まで(土・日曜日は午前9時から午後5時まで)

ただし、展示ギャラリー、図書・資料閲覧室、総合相談コーナー、成年後見支援センター、高齢者生きがい就労支援センターは午後5時まで

**休館日**／国民の祝日(土・日曜日と重なる場合は除く)、年末年始(高齢者やその家族の方からの生活全般にわたる電話相談は24時間休まず受け付けています)

### ●それぞれの開設日・時間

項目	直通電話番号	開設日(休館日を除く)	開設時間
会議室など利用の問い合わせ	06-4392-8200	毎日	午前9時～午後9時(土・日午後5時まで) (会議室の申込・お支払いは午前9時30分～午後5時)
研修関係の問い合わせ	06-4392-8201		午前9時～午後5時
図書・資料閲覧室	06-4392-8233	月～土曜日	午前9時30分～午後4時45分(受付は午後4時30分まで)
総合相談コーナー	06-4392-8740	月～土曜日	午前9時～午後5時
高齢者24時間電話相談	06-4392-8181	毎日(365日)	24時間
高齢者生きがい就労支援センター	06-4392-8221	月～土曜日	午前9時～午後5時(受付は午後4時30分まで)
成年後見支援センター	06-4392-8282	月～土曜日	午前9時～午後5時

※「福祉用具展示コーナー」「自助具展示コーナー」は9月末日に終了しました。

## 貸室ご利用の皆様へ

大阪市社会福祉研修・情報センターでは、貸室ご利用の皆様により計画的に便利にご利用いただくため、空室状況を公開し、FAXによる申込みを受付ています。

### ① 空室状況をホームページに掲載しています。

空室状況は、ホームページの「センターご案内」→「貸室利用のご案内」→「空室一覧」に、PDFで4カ月分掲載。

URL／<http://www.wel-osaka.jp/>

### ② 利用申込の受付は4カ月前からです。

利用日の4カ月前から、電話や直接窓口で予約いただいたうえ、所定の用紙で申し込みください。

受付時間は午前9時30分から午後5時まで

☎06-4392-8200

#### ●FAXによる申し込み手続きの手順

FAXによる申込は、ホームページの「センターご案内」→「貸室利用のご案内」→「FAXでのお申し込み」に、申込手順を掲載しています。

fax 06-4392-8206

※ファックスでの申し込み可能な期間は、利用日の4カ月前の午前9時30分から利用日の3日前までです。



## 交通／ご来所には【市バス】【地下鉄】【JR】をご利用ください

#### ●市バス

「長橋二丁目」バス停すぐ

7系統(あべの橋～住吉川西)・

52系統(なんば～あべの橋)

赤バス(西成西ループ)

#### ●市営地下鉄・四つ橋線

「花園町」駅(①・②出口)から徒歩約15分

#### ●JR大阪環状線・大和路線

「今宮」駅から徒歩約10分

所在地／〒557-0024 大阪市西成区出城2丁目5番20号

設置主体／大阪市

運営主体／社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会  
(指定管理者)

電話／☎06-4392-8200 (代表)

ファックス／fax 06-4392-8206

URL／<http://www.wel-osaka.jp/>

## 「ウェルおおさか」の主な設置・配布場所

区在宅サービスセンター(区社協)、区老人福祉センター、区子ども・子育てプラザ、区役所、区民センター、大阪市内の図書館、大阪市サービスカウンターなど